

平成 28 年

富岡町議会会議録

第 4 回臨時会

4 月 22 日 開会・閉会

富岡町議会

平成28年第4回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 4月22日（金曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
開 会（午前 9時59分）	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長挨拶	3
○議案第54号 専決処分の報告及びその承認について	4
○議案第55号 専決処分の報告及びその承認について	7
○議案第56号 工事請負契約について	9
○議案第57号 工事請負契約について	14
○議案第58号 工事請負契約について	16
○閉会の宣告	18
閉 会（午前11時00分）	18

第 4 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成28年第4回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

平成28年4月22日（金）午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第54号 専決処分の報告及びその承認について
日程第4 議案第55号 専決処分の報告及びその承認について
日程第5 議案第56号 工事請負契約について
日程第6 議案第57号 工事請負契約について
日程第7 議案第58号 工事請負契約について
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（14名）

1番	渡辺英博君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	堀本典明君
5番	早川恒久君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	山本育男君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町	長	宮本皓一君
副町	長	齊藤紀明君
教育	長	石井賢一君

参事兼 會計管理 者	佐藤臣克君
参事兼 総務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事兼 健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事兼 安全対策課長	渡辺弘道君
復興推進課長	深谷高俊君
復旧課長	三瓶清一君
教育総務課長	石井和弘君
いわき支所長	小林元一君
拠点整備課長	竹原信也君
統括出張所長	三瓶直人君
参事兼 生活支援課長	林志信君
総務課長補佐	遠藤博生君
産業振興課長補佐	猪狩力君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

参事兼議 事務局事務 局長	志賀智秀
議事係 局長	大和田豊一
議事係 主任	藤田志穂

開 会 (午前 9時59分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

1番 渡 辺 英 博 君

2番 高 野 匠 美 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(塚野芳美君) 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○町長挨拶

○議長(塚野芳美君) ここで、町長より臨時会招集理由の説明を求めます。

町長。

〔町長(宮本皓一君)登壇〕

○町長(宮本皓一君) 皆さん、おはようございます。臨時議会招集理由の説明に先立ち、過日発生いたしました熊本地震により、九州各地で大きな被害が認められております。被災された方々に心よ

りお見舞いを申し上げます。

我が町の町民は、全国各地に避難しており、熊本、大分両県にも避難者がおりますが、現段階で全員の安否確認は終了しており、無事が認められていることを申し添えます。我々も未曾有の大震災を経験した身であり、これまで全国の方々からさまざまなご支援をいただいております。今後は、恩返しの意味も含めて、情報収集を行いながら、可能な限りの支援を行ってまいります。

それでは、平成28年第4回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、招集の理由を申し上げます。

本臨時会は、富岡町税条例等の一部改正及び富岡町税特別措置条例等の一部改正に係る専決処分の報告及びその承認についての2件について並びに防災行政無線設備デジタル化改修工事ほか2件の仮契約が調いましたので、工事請負契約について3件の計5件について上程いたすものであります。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議案第54号 専決処分の報告及びその承認について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、議案第54号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第54号 専決処分の報告及びその承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、富岡町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、町議会の承認を求めたものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） おはようございます。それでは、議案第54号 富岡町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成28年度地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、一部を除き4月1日から施行されることに伴い、税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付にて専決処分をさせていただきましたので、同法同条第3項の規

定によりこれをご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

今回の条例改正は、第1条として現行条例であります富岡町税条例の一部を改正する条例、第2条として平成26年9月に可決され、施行期日が平成28年4月1日となっている税条例等の一部を改正する条例、第3条として昨年3月に専決処分として承認いただきました税条例等の一部を改正する条例となっております。

主な改正点を申し上げます。第1条では、個人住民税、法人町民税に係る延滞金の計算時期等の見直し、法人税割の税率の改正、軽自動車税における環境性能割の創設に伴う所要の改正、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備。第2条において、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備。第3条において、たばこ税に関する経過措置規定の条項の整備となっております。

それでは、富岡町税条例等の一部を改正する新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、第1条による改正の新旧対照表1ページをごらんください。第18条の3項については、軽自動車税の種別割に名称変更する規定の整備をしたものでございます。

次に、第19条において、今回平成26年12月12日の最高裁判決を踏まえ、個人住民税、法人町民税に係る延滞金の計算時期について、国税における延滞税の計算時期等の見直しに準じて条文等の改正を行ったものでございます。

35ページ、36ページ、資料2-1、資料2-2にて改正の概要等をまとめておきましたので、ご参照ください。

次に、3ページお開きください。第34条の4については、法人税割の税率を「100分の9.7」から「100分の6.0」に改正するものでございます。

次に、第43条、5ページ、第48条、7ページ、第50条の規定においても第19条同様、延滞金の計算期間の見直しに準じて条文を改正するものでございます。

次に、9ページをお開きください。第56条、10ページ、第59条については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構の統合により独立行政法人労働者健康安全機構となったことにより、条文を改正するものでございます。

次に、80条から81条の8にかけましては、軽自動車税に係る規定ですが、今回平成29年4月の消費税10%の引き上げ時に自動車取得税を廃止し、かわりに自動車税及び軽自動車税における環境性能割を創設したことによる規定の整備及び条文の新設をしたものでございます。

第80条については、納税義務者等の規定。

11ページ、81条についてはみなし課税の規定。

次に、12ページ、第81条の2については、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する非課税の範囲を規定したものでございます。

第81条の3については、課税標準の規定。

第81条の4については、環境性能割の税率の規定。

なお、税率については37ページ、別紙資料3に記載しておきましたので、ご参照ください。

81条の5については、徴収の方法の規定。

81条の6については、申告納付の規定。

次ページ、81条の7については、不申告等に関する過料の規定。

81条の8については、減免の規定を新設したものでございます。

次に、82条から91条にかけましては、現行の軽自動車税を種別割に名称を変更する等の規定と条項の整備をしたものでございます。種別割とは、地方税法第145条の用語の意義に規定されているところによれば、自動車の種別、用途、総排気量、乗車定数、その他の諸元の区分に応じ、自動車に対して課する自動車税をいうとなっております。

次に、19ページをお開きください。附則第6条においては、検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチOTC医療品の購入費用についてセルフメディケーション、自主服薬推進のため所得控除制度を平成30年度から34年度分の個人住民税に導入する規定を定めたものでございます。

附則第10条の2は、地域決定型地方税制特例措置であるわがまち特例制度として新たに対象となる項目が加えられたことに伴い、それぞれ当該施設等の固定資産税を軽減する割合を定めたものでございます。

38ページ、別紙資料4に既存と本年度新設の軽減する割合等を記載しておきましたので、ご参照ください。

次に、20ページ中段、第10条の3第8項第5号については、条項の整備したものでございます。

次に、第15条の2から第15条の6までは、軽自動車税の環境性能割の規定について定めたものでございます。内容としましては、当面の間、県が賦課徴収等を行うものとし、営業用バス、トラックについては環境性能割の税率を定めた規定でございます。税率については37ページ、別紙資料3中段に記載しておきましたので、ご参照ください。

次に、21ページ下段、第16条については、軽自動車税の種別割のグリーン化特化の1年延長及び環境性能割の導入並びに現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定を整備するものでございます。

次に、24ページお開きください。第2条による改正についてご説明申し上げます。先ほども説明申し上げましたが、平成26年に改正され、施行期日が平成28年4月1日となっております税条例等を改正するものとなっております。内容については、附則第6条において、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備となっております。

次に、26ページをお開きください。第3条による改正についてご説明申し上げます。第3条については、平成27年に改正され、専決処分について承認をいただいております税条例等について、条項

の一部を改正するものでございます。内容につきましては、附則第5条、町たばこ税に関する経過措置の条例において、先ほど説明申し上げました第19条、延滞金の計算等の改正に伴う条文の改正及び既定表中の条項及び文言の整備となっております。

附則として、施行の日の記述がない条文は、原則として平成28年4月1日としたものでございます。

以上が改正の内容となっております。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第55号 専決処分の報告及びその承認について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案第55号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第55号 専決処分の報告及びその承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、富岡町税特別措置条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、町議会の承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第55号 富岡町税特別措置条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回は、税込補填制度を規定している政省令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、関連する町税町条例3件を一括で改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付にて専決処分をさせていただきましたので、同法同条第3項の規定によりこれをご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

それでは、39ページ、条例新旧対照表をお開きください。

まず、第1条による改正において、富岡町税特別措置条例中、第5条、企業立地促進法に規定された集積区域内の課税免除において、同意の期間を「平成26年3月31日」から「平成29年3月31日」に改正するものでございます。

次に、40ページ、第2条による改正において、富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例中、第2条、復興産業集積区域の認定期間を「平成28年3月31日」から「平成29年3月31日（福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合にあっては、平成33年3月31日）」に改正するものでございます。

次に、41ページ、第3条による改正において、富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例中、第2条及び第3条の認定期間を「平成28年3月31日」から「平成33年3月31日」に改正するものでございます。

附則として平成28年4月1日から施行するものです。

以上が改正の内容となっております。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第56号 工事請負契約について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、議案第56号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第56号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案は、防災行政無線設備デジタル化改修工事の仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を安全対策課長より求めます。

安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） おはようございます。それでは、議案第56号 富岡町防災行政無線設備デジタル化改修工事についてご説明申し上げます。

現在の防災行政無線は、昭和59年度に電源交付金事業で親局、遠隔制御局、屋外子局など整備しました。平成2年から4年度にかけて配布希望調査を行い、戸別受信機を購入し、その後も補充しながら、適正な管理運営に努めてまいりました。設置後20年以上が経過し、アナログでの使用期限が平成34年であることにより、各自治体でもデジタル化が進んでおり、子局、戸別受信機など、修理のための部品調達が困難になったことから、平成22年度に国交省の補助を受け、議会の同意をいただき、アナログからデジタルに方式を変更することとしておりましたが、福島第一原子力発電所事故による避難指示により、事業継続が見込まれないため、出来高を精算し、本工事の契約を解除しました。その後、平成25年3月の警戒区域再編により、帰還困難区域を除き、町内への昼間の立ち入りが認められたことから、立ち入りしている町民の連絡手段を確保するため、平成25年度に津波により被害を受けた現在のアナログ防災無線子局を復旧し、現在に至っております。帰還開始目標を1年後に控えた本年度より、正確かつ迅速に情報を伝達し、町民の安全を確保するために改めてデジタル化改修工事を実施するものであります。

なお、工事財源につきましては福島再生加速化交付金で4分の3、残り4分の1につきましては震災復興特別交付税を充当するものであります。

議案第56号別紙資料1をごらんください。本工事請負契約に係る仮工事請負契約書です。工事の名

称は、富岡町防災行政無線設備デジタル化改修工事です。工期は、完成を平成29年3月10日としております。工事請負代金は、消費税を含め3億5,656万2,000円であります。請負者は、株式会社中松商会東北支店です。

なお、3ページ目には入札状況調書を添付しております。

次に、別紙資料2をごらんください。町内全域の屋外拡声子局等の全体配置図です。屋外拡声子局は44局とし、そのうち再送信子局4局、アンサーバック有子局を4局、アンサーバック無子局を36局整備いたします。

次に、別紙資料3をごらんください。システムの機械構成であります。役場に親局、富岡町役場郡山事務所と双葉広域消防本部に遠隔制御設備を配置し、デジタル文字表示装置を複合商業施設及び駅前交通広場に各1基設置いたします。

また、潮位観測装置1基につきましては富岡漁港内に設置し、防災無線の電波を利用して親局に送信するもので、津波監視用カメラは富岡漁港付近に設置し、親局に動画を伝送いたします。

さらに、滝川ダムの放流警報放送を富岡町役場から操作できるように外部起動装置を設置いたします。

また、戸別受信機につきましては200台を公共施設に設置する内容となっております。

今後一般世帯向け戸別受信機の購入につきましては配布希望調査を行い、年次計画をもって整備したいと考えているところでございます。

なお、この間の運用につきましてはアナログ、デジタルの併用運用期間となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上です。ご審議、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 入札状況調書、これを見させてもらったのですが、入札した株式会社中松商会さん、私余りよくわからないのですけれども、メーカーの東芝さんとか沖電気さんとか、日本無線さんとか、ある程度聞いたことがありますけれども、この落札された中松商会さんは、例えば何か不具合が生じたとか、そういったときのメンテナンスとか、そういった技術的なものは大丈夫……入札に入ってくるのだからちゃんとした会社だとは思いますが、その辺は町当局のほうは下調べした上で間違いないよ、大丈夫だよ、メンテナンスもオーケーだよと、そういった確約はできるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えします。

この業者につきましては、隣の大熊町でも防災無線、施工した会社となりますが、ただメンテナンス等については、以前の防災無線、アナログにつきましては下請さんとか、そういう形、地元業者さんが緊急時に対応できるという形で実施しておりますので今回も、正式に下請さんという形で上がっ

てきておりませんが、なるべく地元業者ということも踏まえて協議したいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 簡単な修理は地元業者さんでいいのだけれども、部品の購入とか、そういった場合に、メーカーさんだったら簡単に部品入るのだけれども、こういった名前の商社さんの場合には在庫抱えているとか、ないとか、早急に対応できないとか、そういった心配はあると思うのですが、隣の大熊でやっていて、ふぐあいがなかったとか、問題ないよということであれば、それは結構ですけれども、ちゃんと調べた上で発注しているのでしょうかという質問なのですが、その辺どうですか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えします。

実際大熊町で施工した会社は、まだ承認は上がっていませんけれども、機器等はNECさんの機器を購入した形で施工されたというふうにお伺いしています。ですので、メーカー等も一般的な機器等は、総務省の情報によりますと、15年から20年ぐらいの期間を持たせるとい形になりますので、ただ今言われたとおり、緊急時になった場合はそういう形で対応できると考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 済みません。システムの構成図が出たときに、戸別のものを公共施設200台、戸別は年次計画ということで話があったのですが、これは今現状でも寄宿舍の特例とか認められていたり、あと特例宿泊とかやられているわけですが、それらに対してはある程度対応できるような形を現況でとっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 今回の200の設置なのですけれども、基本的に学校及び公民館、集会施設ということで公共施設に設置する考えでおります。今後戸別的なものは、先ほど申し上げたとおり希望調査を行った中で配布という形で考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そうしますと、調査を行って、戸別は年次計画ということなのですが、今年度からある程度そういう計画で進めていくということなのですか。それとも次年度以降進めていくということになるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えします。

今後の計画ですけれども、今年度に調査を行って、来年度の予算を確保して実施したいと思います。

また、今のところ財源的なものが補助的なもの、なるべく補助を対象にしたいということで今国のほうと調整していますので、財源を確保して、そしてことし意向調査して来年度という形で考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 申しわけありません。今年度調査をして、来年度になると来年度当然、今期間の目標とか特例宿泊とか準備宿泊も可能性が出てくる。そして、その特例で寄宿舍を認めているという状況でいきますと、このデジタルの放送が完成したときにはきちんとそこに行っていなければいけないというふうに考えますと、今年度中から補正なりなんなりをしたほうが良いと思うのですが、それに関しましてはどういうふうな、早く進めたほうが良いと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えします。

前段の説明の中でも、工事が完成しますのが来年の3月10日となります。そのときから開始という形になります。配布までの間は、既存のアナログとデジタル併用という形で運用させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 震災前からデジタル化にしないではいけないということで大分震災前、着手した経緯あるのですが、いよいよデジタル化の改修工事ということで、先ほど質問でもありましたが、入札調書の中で今までやってきていたところがこれ辞退しているのですよね。その辞退の理由がちょっと、富岡町の状況を全てわかっているところが辞退となっていますので、どういった理由があったのかなと思って私不思議なのですが、中松商会さん落札ということで、これだけの仕事に乗ってくるのですから、当然施工も、メンテナンスもしっかりしているのだろうと思いますが、その辺が若干見えない部分ありますが、町としては入札に入れるときにその辺きちんと調べているのだとは思いますが、先ほどの説明だと、大熊さんがやっているから大丈夫だよという説明しかなかったものから、その辺ちょっと詳しく教えてください。資本金とか、いろいろあろうかと思えますので。

あと、戸別受信機については公共施設に200台、当初準備して配布するということなのですが、そんなにこれデジタル化してもカバーできない部分出てしまうのですか。多分カバーできない部分は幾らもないのかなと思うのですが、公共施設のある場所というのは割合場所的にはいい場所だから、逆に言うと公共施設よりは民間のほうに必要なのかなと思うのですが、その辺の調査いろいろ、この調査はどこでやった調査なのか、また教えてください。調査した結果でアンサーとかいろいろ、

44に関しては設置するようになっているのしょうから、その辺の細かい調査、どこでやって、どこ
のデータを引用しているのか、お教えてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 1点目の入札状況調書の中での辞退という部分でございますが、
辞退の理由については現在把握はしてございませんでした。中松商会を含めた経営状況ということに
つきましては指名の審査、その中で経営状況等についても問題はないということで指名登録をしてご
ざいますが、その詳細の資本金の部分ですとか、そういった部分についても現在把握、この場ですぐ
にお答えすることはできませんが、問題なくできるものということで有資格者として指名登録をさせ
ていただいております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 2点目のことについてお答えします。

今回の調査につきましては、前年度支援機構という委託業務をかけて調査しました。調査結果にお
いて、今回新たに電波を飛ばすために必要な箇所ということで申請すると、図面が小さく申しわけな
いのですけれども、43番と44番については新たに設置するというので設計仕様となっております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりました。このシステムについては、余り詳しくわからないものでは
から、まずきちんとやっていただけるものと思っております。

あと、指名については結局指名通知を、指名を出しているというだけで、中身全然把握してい
ないのかなと思うのですが、当然きちんと出しているとすれば、こういう場でもきちんと説明でき
るようにしていただければスムーズな審議が進むのかなと思いますので、その辺は了解しました。

はい、ありがとうございます。終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。先ほどの説明の中に、今までの使っていた機種も
含めて併用して使うという形をお話いただきましたが、もちろんそれは必要だと思っておりますが、
ほかの議員の方からも、これから個人が一時帰宅にしても、29年度、戻るにしても、やっぱり防災とい
うものは十分考えるべきである。ただ、一応前回使っていた、併用しているアナログのほうはたしか
東芝さんの機種だと思っておりますが、ただ今回機種が違ってくることによって、メーカーが違
うことによって、幾ら併用するにしても一気にかえることはできないと思っておりますが、その
点で何らかのふぐあいが出てこないかと思うのですが、この点どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えします。

今のふぐあいと、戸別受信機につきましては併用という形でありますけれども、今までも修理とか苦慮した面ありますので、引き続き戸別受信機については故障が起きた場合は交換とか、そういう形で持っていきたいと思っております。併用期間については、なるべく短縮した形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） もちろんそのようにやっていただかなければいけないと思っておりますし、また町民の人たちは従来の家を直して新しくつくって、そこに新しいデジタルが来るのはもちろんいいと思うのですが、従来のものを使っていきたいと。また、従来の建物にその防災無線をそのまま活用していきたいという人たちもいると思っておりますので、その辺は十分考慮しながら、できれば機種を早目にかえるような努力をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第57号 工事請負契約について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、議案第57号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第57号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案は、農業集落排水（小良ヶ浜）2-1工区災害復旧管渠工事の仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） おはようございます。それでは、議案第57号 工事請負契約についてご説明いたします。

4月18日に指名競争入札が執行され、工事請負の仮契約をいたしました。

別紙資料1をごらんください。工事番号、第2-2-3号。工事の名称、農業集落排水（小良ヶ浜）2-1工区災害復旧管渠工事。工事場所、富岡町大字小良ヶ浜字深谷地内。末工期が平成28年10月31日。工事請負代金の額、6,247万8,000円。契約の相手方、桂建設株式会社。契約の方法は、指名競争入札であります。

続きまして、農業集落排水（小良ヶ浜）の全体の被災内容をご説明いたします。平成23年の地震により農業集落排水（小良ヶ浜地区）の管渠施設も約5キロにわたり被災を受けました。小良ヶ浜集落排水は、大部分が帰還困難区域であります。居住制限区域にある小浜行政区の生活排水も処理していることから、小良ヶ浜浄化センターに流入できるように復旧するもので、今年度は繰り越しも含めまして約2キロの復旧工事を行う計画であります。本工事は、その一部であります。

別紙説明資料その2の平面図をごらんください。本工事は、町道小良ヶ浜線と町道宮の原小良ヶ浜線の交差点付近のマンホールを起点とし、東へ深谷5号線との交差点の区間で赤色で着色した箇所が施工箇所となっております。

塩ビ管200から250ミリの管渠338メートルを掘削により既存管を撤去し、入れかえて復旧するものです。平均掘削深は3.7メートル、取り付け管が11カ所あります。液状化対策としまして、埋め戻し材には掘削土砂にセメントを混合したものを使用していくものです。工事の仕上がりは、仮舗装での復旧により路面を開放し、次年度以降に舗装本復旧を実施する予定であります。

説明は以上であります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 小良ヶ浜地区に一時帰宅で入るときに、メインの道路に今現在なっているかと思うのですが、この工事に伴って迂回路が必要なのか、それとも迂回路なしで進めていくのか、その辺一時帰宅の人たちに対してどのような方策で考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） お答えいたします。

工事に関しましては、片側通行止めという形で片側は使用できるような状況で工事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○6番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了します。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚野芳美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第58号 工事請負契約について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第7、議案第58号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第58号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案は、農業集落排水（小良ヶ浜）2-2工区災害復旧管渠工事の仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第58号 工事請負契約についてご説明いたします。

4月18日に指名競争入札が執行され、工事請負の仮契約をいたしました。

別紙資料1をごらんください。工事の番号、第2-2-4号。工事の名称、農業集落排水（小良ヶ浜）2-2工区災害復旧管渠工事。工事の場所、富岡町大字小良ヶ浜字深谷地内。末工期、平成28年10月31日。工事請負代金の額、6,102万円。契約の相手方、株式会社丸東。契約方法は、指名競争入札であります。

農業集落排水（小良ヶ浜）の全体被災内容は、議案第57号での説明と同様となり、本工事も復旧計画の約2キロの工事の一部となります。

別紙説明資料その2の平面図をごらんください。本工事は、町道小良ヶ浜線と農道深谷1号線の交差点付近のマンホールを起点とし、東へ町道宮の原小良ヶ浜線の交差点手前までの区間の中で赤色で着色した箇所が施工箇所となっております。

塩ビ管200ミリの管渠310メートルを掘削により既存管を撤去し、入れかえて復旧するものです。平均深さは3.7メートルです。取り付け管の復旧箇所が14カ所あります。液状化対策として、埋め戻し材には掘削土砂にセメントを混合したものを使用していくものであります。工事の仕上がりは、仮舗装での復旧により道路を開放し、次年度以降に舗装本復旧を実施する予定であります。

説明は以上です。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ちょっと工事的にお聞かせください。

今回の58号に関しては部分的に抜けている場所あるのですよね。多分これは管路が問題ないという調査結果だと思うのですが、これ本当に問題ないのか。多分抜けているのだと思いますが、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） お答えいたします。

一部抜けている箇所につきましては、調査をした結果、被災がなかったものですから、抜けているという状態になっておりまして、施工するということになります。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） はい、わかりました。

ただ、同じく地震に遭って、かなり揺られているのに、これだけ後で変更なんていうことはあり得ないのでしょうか。結果の数字だから、実際開削してみても状況もまた若干変わってくる可能性あるかと思うのですが、その辺も厳しく見た結果ですか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） お答えいたします。

この箇所につきましても管内につきましてはカメラを入れまして調査をしておりますので、それをもって被災がないという確認をしておりますので、よろしく願いいたします。

○13番（渡辺三男君） はい、わかりました。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。

これにて平成28年第4回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時00分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成28年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 渡 辺 英 博

議 員 高 野 匠 美